

令和7年
6月 舟橋村議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月13日（金曜日）

議 事 日 程

令和7年6月13日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第19号 専決処分の承認を求める件から議案第21号 令和7年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）まで
（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議会広報特別委員会の委員の辞任の件

追加日程第2 議会広報特別委員会委員の定数の変更の件

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第19号 専決処分の承認を求める件から議案第21号 令和7年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）まで
（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議会広報特別委員会の委員の辞任の件

追加日程第2 議会広報特別委員会委員の定数の変更の件

追加日程第3 決議案第1号 田村馨議員に対する問責決議
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

出席議員（7名）

1番	小 杉 知 弘
2番	古 川 元 規
3番	加 藤 智恵子
4番	田 村 馨
5番	森 弘 秋

6 番 竹 島 貴 行

7 番 前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡 辺	光
教 育	長	土 田	聡
総 務 課	長	山 崎	貴 史
住 民 生 活 課	長	田 中	勝
健 康 福 祉 課	長	船 木	寛 人
会 計 管 理 者		老 田	幸 雄
代 表 監 査 委 員		川 崎	正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
---------	---------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 7 年 6 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 19 号から議案第 21 号まで

○議長（古川元規） 日程第 1 議案第 19 号 専決処分の承認を求める件から議案第 21 号 令和 7 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（古川元規） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

森総務教育常任委員長。

○総務教育常任委員長（森 弘秋） 本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第 19 号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第 20 号 令和 7 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（古川元規） 次に、竹島産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（竹島貴行） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第 19 号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第 20 号 令和 7 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）のうち当委員会所管部分、

議案第 2 1 号 令和 7 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（古川元規） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（古川元規） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（古川元規） これより、各案件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（古川元規） これより、採決いたします。

まず、議案第 1 9 号 専決処分の承認を求める件を採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 1 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 0 号 令和 7 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）並びに議案第 2 1 号 令和 7 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 20 号並びに議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議会広報特別委員会の委員の辞任の件

○議長（古川元規） 追加日程第 1 議会広報特別委員会の委員の辞任の件を議題とします。

議会広報特別委員会の田村馨委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、そのように許可することに決定いたしました。

議会広報特別委員会委員の定数の変更の件

○議長（古川元規） 追加日程第 2 議会広報特別委員会委員の定数の変更の件を議題とします。

お諮りします。

ただいま議会広報特別委員会の田村馨委員の辞任が決定したことに伴い、この際、舟橋村議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、同特別委員会の定数を 3 人にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の定数を 3 人にすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 07 分 休憩

午前 10 時 08 分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員長、副委員長の互選結果の報告

○議長（古川元規） 休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長に小杉知弘委員、副委員長に古川元規が互選されたことを報告します。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 小杉知弘議員。

○1 番（小杉知弘） 決議案を提出したいと思いますので、よろしくお取り計らい、お願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ただいまの動議には所定の賛成者がありますので、この際、決議案配付のため、暫時休憩をしたいと思います。

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 09 分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

この決議案第 1 号は所定の要件を備えておりますので、動議は成立いたしました。

日 程 の 追 加

○議長（古川元規） 日程についてお諮りします。

この際、決議案第 1 号を直ちに日程に追加し、追加日程第 3 として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

ご異議がないようでありますので、決議案第1号を直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

決 議 案 第 1 号

○議長（古川元規） 追加日程第3 決議案第1号 田村馨議員に対する問責決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、田村馨議員の退場を求めます。

〔田村 馨議員が退場〕

（提案理由の説明）

○議長（古川元規） それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 田村馨議員に対する問責決議案について、提出者を代表して提案理由の説明を行います。

田村馨議員に対する問責決議案

我々舟橋村議会議員はお互いに切磋琢磨し、舟橋村をより良い村にするため日々努力を重ねている。今回、その同僚議員に対し、問責決議案を提出することは、大変辛く心苦しいものがあるが、5月15日に田村馨議員らが発表した声明文には、事実とは異なる部分を多く含んでおり、声明文を村内に全戸配布したことで、村民に誤った情報や認識を広めるとともに、村議会の品位を著しく低下させる、大変深刻な結果を招いたといえる。

そもそも田村馨議員においては、先の3月定例会における一般質問及び総務教育常任委員会において、虚偽の事実の公表、差出人がわからない文書の内容の読み上げ、原本との同一性の確認が取れていない不確かな資料の提示、机を叩いたり大声で威圧するような態度をとったりしたことなどにより、議長より厳重注意を行ったばかりである。

我々村議会議員は、村民の負託に応えるべく、誠実に職務を全うするため、自らの言動には責任を持つ義務があることはいうまでもない。しかし、これは自らの責任において如何なる発言も無制約に許容されることを意味するものではなく、議員が自身の見解や情報を発信する場合には、その根拠や情報の正確性はもとより、発言の影響

力を勘案し、村民の信頼を得るに値する責任ある言動が求められているのであり、公益目的等を理由に、議員の言動が世間の混乱や他者の権利侵害を招くことなど決してあってはならないことである。

以上のことから、舟橋村議会は、田村馨議員に対し、改めて公職の役割や責任を自覚するとともに、流布された事実と異なる声明の訂正を本年8月末日までに村民に周知する事を強く求める。

以上、決議する。

令和7年6月13日

舟橋村議会

以上になります。慎重審議の上、決議賜りますようお願い申し上げます。

(一身上の弁明)

○議長（古川元規）　ここで、田村馨議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規）　ご異議なしと認めます。

よって、田村馨議員の一身上の弁明を許可することに決しました。

田村馨議員の入場を許可します。

〔田村　馨議員が入場〕

○議長（古川元規）　田村馨議員、登壇の上、弁明願います。

○4番（田村　馨）　ただいま提案されました問責決議に対しまして、私、田村の弁明を行います。

まず、5月15日に日本共産党富山地区委員会が発表しました声明の中心点は、3月定例会における渡辺村長の言動について批判をしたものであります。

とりわけ3月12日の議会全員協議会で、渡辺村長が私、田村に対して懲罰動議を出すよう議会に要請したことは、明らかに議会への介入であると指摘をしました。これは、二代表制の下で、行政の長である村長による議会への介入そのものであります。

また、3月10日の私の一般質問に対して、村長は、パワハラと思っているのかと、確認と称して逆質問を行いました。これも、反問権が定められていない舟橋村議会のルールを逸脱したものと言わざるを得ません。

この２つの事案は、私、田村と日本共産党富山地区委員会の認識であります。そうではないと受け止められる方もおられると思いますが、それは見解の相違ではないでしょうか。

ところが、声明には事実と違うところがある。根拠が不明だとの指摘がありました。しかし、職員や議員の名前を伏せているのは、プライバシーの観点から当然であります。

今回、声明を記者会見で発表し、村内に全戸配布したのは、村長の言動とこの村議会で起こったことを村民の皆さんに知ってほしいとの思いから行ったものです。

私、田村は、今後とも村政の在り方や村長の姿勢、また村議会の様子をその都度村民の皆さんにお知らせし、また共に考えていきます。

以上のことから、声明の訂正を求める問責決議には到底応じることはできません。このことを改めてこの場で表明させていただき、私からの弁明の発言といたします。

○議長（古川元規）　ここで、いま一度、田村馨議員の退場を求めます。

〔田村　馨議員が退場〕

（質　　疑）

○議長（古川元規）　これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規）　質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております決議案第１号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規）　ご異議なしと認めます。

よって、決議案第１号については委員会付託を省略することに決しました。

（討　　論）

これより、決議案第１号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（古川元規） これより、採決いたします。

決議案第１号 田村馨議員に対する問責決議について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

田村馨議員の除斥を解き、入場を求めます。

〔田村 馨議員が入場〕

○議長（古川元規） ここで、田村馨議員に申し上げます。

ただいま田村馨議員に対する問責決議が全会一致で可決されました。

田村馨議員におかれましては、議会の意思である本決議を十分尊重され、行動されるよう、強く求めるところであります。

議会運営委員会及び各常任委員会の 閉会中の継続審査申し出の件

○議長（古川元規） 次に、日程第２ 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉 会 中 の 継 続 審 査 の 申 し 出 一 覧

委 員 会 名	所 管 事 務 調 査 事 項
議 会 運 営 委 員 会	1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

○議長（古川元規） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

○議長（古川元規） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案３件につきまして、満場一致の可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回の各委員会においての、委員の皆様からいただきましたご質問の中には、所管外であるため委員会の場において不問となされた質問が幾つかございましたが、なるほどと思う意見が多くあったものと感じております。中には、来年度を見据えて実施の検討を行っていたものもございました。

次回定例会は９月であります。同時に来年度の方向性をおぼろげながら念頭に、引き続き公務の遂行に当たってまいりたいと考えております。

あわせて、本年度は舟橋村のこの先の公共交通の在り方の方向性を示す、そういった年となっております。現在、継続して自助・共助・公助による交通施策も視野に入れな

から思案を深めてございますので、引き続き皆様には適時情報の共有を図りたいと考えております。

結びに、いよいよと北陸地方も梅雨の時期に入りました。この時期には、例年、食中毒など頻繁に発生いたしております。かく言う私も、先日は胃腸炎で大分体調を崩してしまいましたところでもありますので、私も含め、議員各位におかれましては、健康に十二分なご留意をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

閉 会 の 宣 告

○議長（古川元規） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年6月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時25分 閉会